

## 令和2年度 新居浜市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度新居浜市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	55,413 戸
(2) 年間給水量	12,673,002 m <sup>3</sup>
1日平均給水量	34,720 m <sup>3</sup>
(3) 建設改良事業	1,462,938 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 水道事業収益	1,940,152 千円
第1項 営業収益	1,615,943 千円
第2項 営業外収益	324,203 千円
第3項 特別利益	6 千円

## 支 出

第1款 水道事業費用	1,799,718 千円
第1項 営業費用	1,635,731 千円
第2項 営業外費用	156,987 千円
第3項 特別損失	4,000 千円
第4項 予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額855,714千円は、過年度分損益勘定留保資金527,919千円、減債積立金100,000千円、建設改良積立金150,000千円及び当年度分消費税資本的収支調整額77,795千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	986,107 千円
第1項 企業債	370,000 千円
第2項 分担金	530,977 千円
第3項 県支出金	85,130 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,841,821 千円
第1項 建設改良費	1,462,938 千円
第2項 企業債償還金	378,883 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金及び下水道使用料徴収並びに電子計算処理業務	令和2年度から令和7年度まで	373,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	千円 370,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 令和2年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により起債前借り又は翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 4.0 % 以 内	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 387,664 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、25,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行